改正案

(四半期情報において溯及適用等を行った場合の注記)

5-21-2 開示府令第二号様式記載上の注意(66)c及びdの規定 による最近連結会計年度における各四半期連結累計期間及び最近 連結会計年度に係る同様式記載上の注意(66)cの(a)から(g)ま でに掲げる項目及び d に規定する c の (d) に掲げる項目の金額又 は同様式記載上の注意(74)d及びeの規定による最近事業年度に おける各四半期累計期間及び最近事業年度に係る同様式記載上の 注意(74) dの(a)から(g)までに掲げる項目及びeに規定するd の(d)に掲げる項目(以下5-21-2において「四半期情報項 目」という。)の金額の記載において、最近連結会計年度の最初 の四半期連結累計期間の次の四半期連結累計期間以後の四半期連 結累計期間又は最近事業年度の最初の四半期累計期間の次の四半 期累計期間以後の四半期累計期間において四半期連結財務諸表規 則第2条第44号若しくは四半期財務諸表等規則第3条第39号に 規定する遡及適用、四半期連結財務諸表規則第2条第 45 号若し くは四半期財務諸表等規則第3条第 40 号に規定する修正再表示 又は四半期連結財務諸表規則第 20 条第3項若しくは四半期財務 諸表等規則第 15 条第3項に規定する暫定的な会計処理の確定を 行った場合には、その旨を注記しなければならない。

現行

(四半期情報において遡及適用等を行った場合の注記)

5-21-2 開示府令第二号様式記載上の注意(66)c及びdの規定 による最近連結会計年度における各四半期連結累計期間及び最近 連結会計年度に係る同様式記載上の注意(66)cの(a)から(g)ま でに掲げる項目及び d に規定する c の (d) に掲げる項目の金額又 は同様式記載上の注意(74)d及びeの規定による最近事業年度に おける各四半期累計期間及び最近事業年度に係る同様式記載上の 注意(74) dの(a)から(g)までに掲げる項目及びeに規定するd の(d)に掲げる項目(以下5-21-2において「四半期情報項 目」という。)の金額の記載において、最近連結会計年度の最初 の四半期連結累計期間の次の四半期連結累計期間以後の四半期連 結累計期間又は最近事業年度の最初の四半期累計期間の次の四半 期累計期間以後の四半期累計期間において四半期連結財務諸表規 則第2条第44号若しくは四半期財務諸表等規則第3条第39号に 規定する遡及適用又は四半期連結財務諸表規則第2条第 45 号若 しくは四半期財務諸表等規則第3条第 40 号に規定する修正再表 示を行った場合には、その旨を注記しなければならない。